

平成27年第8回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年12月15日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成27年12月15日	午前10時00分
	散 会	平成27年12月15日	午後2時58分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

5 番	松 川 秀 清	6 番	宮 城 達 彦
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	新 里 一 成
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲 宗 根 農
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

12月15日（火） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第2号	平成27年度本部町議会県外視察研修報告について (報告)
6	報告第11号	専決処分の報告について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉） (報告)
7	報告第12号	専決処分の報告について（本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉） (報告)
8	議案第60号	本部町特定個人情報保護条例の制定について (議案説明・審議・採決)
9	議案第61号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
10	議案第62号	本部町税条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
11	議案第63号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について（石川謝花線橋梁整備工事〈A2橋台〉） (議案説明・審議・採決)
12	議案第64号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉） (議案説明・審議・採決)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第65号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について（本部中学校 校舎改築工事〈建築2工区〉） （議案説明・審議・採決）
14	議案第66号	平成27年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
15	議案第67号	平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
16	議案第68号	平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算について （議案説明・審議・採決）
17	議案第69号	平成27年度本部町水道事業会計補正予算について （議案説明・審議・採決）

○ **議長 島袋吉徳** ただいまから平成27年第8回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 松川秀清議員及び6番 宮城達彦議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの4日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしてありますが、その中から抜粋して説明させていただきます。

9月10日から14日まで、平成27年度本部町議会第7回定例会が行われております。

9月21日、瀬底大橋開通30周年記念式典が行われております。

10月18日、第52回国頭郡陸上競技大会が本町、本部町運動公園で行われております。

その前に、9月12日の北部広域市町村圏事務組合議会第46回定例会が行われております。その定例会には一般会計補正予算と、それから公立大学名桜大学の徴収する料金の認可について、施設使用料の認定がなされております。それと平成26年度北部市町村事務組合一般会計歳入歳出決算の認定が行われております。それと同時に、ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出の認定も行われております。

10月24日、本部町役場新庁舎落成式典祝賀会が本町の駐車場で行われております。

11月9日、平成27年秋季全国火災予防運動週間にける非常召集並びに特別点検が本部町運動公園で行われております。

11月10日から14日まで第59回町村議会議長全国大会及び全国町村離島議会議長大会が東京都で行われておりますが、副議長に出席してもらっております。

11月26日、平成27年度叙勲受章者祝賀会が本部町会館で行われております。

以上、報告いたします。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元にお配りしたとおり提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。9月1日から11月30日までの間の行政報告を申し上げます。

まず9月9日、子宮頸がんワクチンの関係で県の町村会の代表として県へ直接要請をしております。

19日、伊是名村のフェリーの竣工落成式に行きまいりまして、去年が伊平屋村、ことしが伊是名村と、本当に立派なフェリーができました。北部全体、それから県としても非常に喜ばしいことでありまして、そういうことで地元もとても喜んでおりました。

29日、町の敬老会ということで、毎年行われておりますが、ことしは新100歳の方が13名、現在32名の方が100歳以上のお年寄りが元気で暮らしてございます。

10月1日に教育委員の辞令交付ということで、前任者、前任者というか、1人お辞めになられたものですから、松本あやさんが新しい教育委員ということで辞令を交付しております。

22日、「経済と暮らしを支える港づくり」全国大会ということで、東京都に行きまいりまして、少しばかり皆さんにご紹介をしておきたいと思っております。実は県の公安協会の会長も私さしてもらっておりますが、国への要請の中で、6項目あるんですが、那覇港を初め、県下の港の関係で、特別に本部港について、本部港においては沖縄本島北部地域の振興を図るため、特定地域振興重要港湾として流通及び観光の拠点形成等に資する、いわゆる国内物流ターミナル整備事業等、また古宇利港においては船舶の整備だとかということ等を含めて、特別に項目立てて要請をしております。と同時に、ご承知だと思いますが、去る8月4日には知事宛てに本部港バースの整備ということで、いわゆるクルーズ船対応のバースの整備についてということで、知事宛てに要請を末吉土建部長にしております。あわせてそういったこと等も含めて、県のほうとは常時連携しながら取り組んでいるところであります。

続きまして、議長からもあったんですが、おかげさまで役場の落成式も執り行うことができまして、議員の皆さんを初め、関係者の皆さんには感謝を申し上げたいと思っております。天気もよくて、700名前後の方が出席をされておりました。この場をかりてお礼を申し上げたいと思っております。

30日には、第26回沖縄振興審議会ということで、東京都でありましたが、これは国の主催でございます。知事、市長会会長、町村会会長ということで、私も出席をしまして、議題につきましては、「会長の互選」と、あと「一括交付金の事後評価」、それから「21世紀ビジョンの基本計画の中間評価」についてということで、国と県のほうから説明がございました。一括交付金については執行の問題、21世紀ビジョンについては中間報告が平成28年度にするということになっておりますが、現在の状況について説明がありました。

11月7日には、毎年行っている、五、六回になりますか、本部町物産観光フェアということで、これはイオンが協力していただいて、イオン那覇店で開催をいたしました。非常に盛況でございました。

続きまして8日、恒例の郷友会の運動会、非常に天気もよくて、結構参加人数もおりまして、和やかに開催されておりました。

続きまして18日には、全国町村長大会ということで、これは毎年のものでありますが、その中

での大会決議を少しばかり皆様にご説明しておきますと、まずは1点目に、東日本の震災の復興です。それから地方創生に強力に取り組んでほしい。あるいはまた道州制は導入するなど。また地方交付税の一般財源の総額の確保、あるいはまたゴルフ利用税を廃止するなどということと、特にゴルフ利用税の件につきましては、そのまま廃止にはならず、何とか次年度もゴルフ利用税は何といたしますか、堅持ということになりまして、当町にとっても2,000万円以上の税源がありますので、そういった意味ではよかったなとほっとしているところでもあります。次に、領土、外交問題に毅然とした姿勢で臨んでほしいと、等々まだ少しありますが、そういうことで、全国町村長大会の名のもとに決議をしまして、総理を初め、関係の大臣に要請をしております。

次に26日、叙勲受章者祝賀会ということで、皆さんもご出席いただきましたが、今回6名の方の受章者祝賀会を行っております。伊野波さん、島袋さん、宮城さん、當銘さん、それから古堅さん、具志堅ヨウケンさん、6名でした。

以上が主な私の行政報告とさせていただきます。

○ **議長 島袋吉徳** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5. 報告第2号 平成27年度本部町議会県外視察研修報告についてを議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。14番 喜納政樹議員。

○ **14番 喜納政樹** 報告第2号、平成27年12月15日。平成27年度本部町議会県外視察研修報告書。本部町議会議員 喜納政樹。先に実施した本部町議会県外視察研修の結果を、下記のとおり報告します。

記、1、期間 平成27年10月13日（火）から16日（金）まで。2、視察地及び視察内容、秋田県羽後町（三輪小学校・県立羽後高校）、宮城県仙台市 仙台南地区被災地視察。①学力向上の実践研究校の取組みについて。②小規模高校の入学者の確保の取組みについて。③東日本大震災の被災地の復興状況の現状と課題について。3、研修報告等、①学力向上の実践研究校の取組みについて。秋田県羽後町、三輪小学校、児童数152名、職員数19名、学校教育目標、三つの輪がひろがる つながる ～やさしく かしこく げんきよく～ こんな教師に こんな子どもにこんな学校に の学校教育目標に理想の教師像、生徒像、学校と校長先生を中心に教職員の英知を結集し、和と協力によって児童の個性を活かした教育実践を展開して子どもたちの学習意欲を引き出している。また、教育委員会も教育長を中心に「確かな学力と豊かな心を育成し、たくましく社会を生き抜く力を育む教育の創造」を重点目標に学校や家庭、地域と連携し、確かな学力・豊かな心・たくましく社会を生き抜く力を育むことに取り組んでいる。教室内の掲示が整然とされ、廊下には、それぞれの児童生徒の夢・目標等が掲示され、児童生徒の学習意欲の高さを感じられました。②小規模高校の入学者の確保の取組みについて。秋田県立羽後高校、生徒数232名。羽後高校は羽後町内中学校から卒業生の3割前後が入学しており、高校としては地元の学校からの生徒確保が課題となっている学校である。羽後高校では5カ年計画の中期ビジョン（平成23年から平成27年）及び羽後高校活性化委員会（校内委員会）、羽後高校教育推進会議（支援組織）を設立し、高校支援活動を行っているが地元生徒の確保の根本的な解決策がない状

態である。③東日本大震災の被災地の復興状況の現状と課題について。仙台南地区被災地視察。被災地においては復興工事が進められてはいるが復興にはまだ時間がかかる状態である。本町の場合は町中心地の海拔が低いので日常の防災意識を高め、避難訓練を実施強化する必要がある、防災計画等の見直しは急務である。4、総括、今回実施した、視察研修では学力向上及び本部高校の存続問題、防災関係と本町が抱える課題が再認識できた。学力向上については、低学年の基礎学力が向上すれば上級学年も良くなるという事で今回、学力日本一の秋田県の学力向上実践研究校の羽後町立三輪小学校を視察しました。三輪小学校の取組みは校長先生を中心に全教師が個性ある指導方法を実践しており教えると言うより子ども達から答えを引き出すという方法等の授業を実施していたのが印象的であった。教育委員会の指導主事も同行していましたので町内の学力向上研修会等で三輪小学校の取組み状況を報告して各学校の取組みに参考にしてもらいたい。羽後高校については、高校（管理者）と地域、地元行政との学校存続に向けての意識の違いが感じられた。本部高校存続に向けては高校教育・義務教育・行政・地域の垣根を取り払い教育改革と言う切り込みではなく、地域おこし（地方創生・地方版総合戦略）という観点から県・行政・学校・地域を巻き込む手法で取り組む必要がある。本町の災害防災対策については、町民の防災意識の高揚を図るため防災計画の見直し、避難訓練の強化が課題である。今回、上記の3項目について視察研修を行いました。議会として本町の課題解決に大いに研鑽を積むことを決意して研修報告とします。

○ **議長 島袋吉徳** これでは報告第2号 平成27年度本部町議会県外視察研修報告についてを終わります。

日程第6．報告第11号 専決処分の報告について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉）を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 平成27年第8回本部町議会定例会におきまして、2件の報告と10件の議案を提出してございます。その内訳であります。条例の制定が2件、条例の一部改正が1件、平成27年度一般会計等4件の補正予算の議案となっております。説明に当たりましては、副町長以下、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○ **議長 島袋吉徳** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 報告第11号 専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。

記、平成27年第7回本部町議会（定例会）で議案第45号をもって議決をされた、本部中学校校舎改築工事（建築1工区）、工事請負契約で請負代金額の契約変更について。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

2ページをお願いします。本部中学校校舎改築工事（建築1工区）でございますが、契約金額

「2億2,356万円」を「2億2,385万5,920円」に変更し、改定契約を締結しております。29万5,920円の増でございます。

説明は4ページ、A3の校舎配置図のほうで行います。配置図の左手のほうに赤いラインがございますが、こちらは渡久地保育所と本部中学校の境になっておりまして、左側が渡久地保育所でございます。建築工事に係る埃が風向きによっては渡久地保育所のほうに吹いていくということで、渡久地保育所のほうから要請がございました。その要請を受けまして、防塵ネットの設置をいたしました。高さが3.5メートル、長さが72メートルの防塵ネットを約53万円で設置しております。

5ページをお願いします。5ページの左上に1工区の杭の長さの合計が示されております。1工区で杭を30本打ちます。そのトータルで41メートルの減が出ました。その41メートルの減、短くなった分、工事費としまして約43万円が減額になっております。あと土質試験を行っておりますので、その土質試験のほうで約10万円の増額で合計29万5,920円の増額になりました。以上、説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これで報告第11号 専決処分の報告について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉）を終わります。

日程第7. 報告第12号 専決処分の報告について（本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉）を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 報告第12号 専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。

記、平成27年第7回本部町議会（定例会）で議案第46号をもって議決をされた、本部中学校校舎改築工事（建築2工区）、工事請負契約で請負代金額の契約変更について。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

2ページをお願いいたします。本部中学校校舎改築工事（建築2工区）について、「1億6,416万円」を「1億6,703万3,880円」に変更しております。287万3,880円の増でございます。

済みませんが、先ほどの報告第11号に共通資料が載っておりますので、そちらのほうで説明させていただきます。報告第11号の5ページをお願いいたします。今、建設しております本部中学校は前の本部中学校の校舎の跡地につくりまして、解体して今つくっているところでございます。杭の抜き作業が発生しました。できるだけ前の建築されております杭はそのまま残して、新たな杭を打って建設を図ってききましたが、図面の真ん中の赤い斜め線がございますが、Aと書いております。Aの丸点がありますが、こちらは当初からどうしても引っかかる杭でありまして、これは抜き取り作業が必要でした。今回現場で確認したところ、赤い矢印のB、丸で3点示されておりますが、こちらのほうが当初の図面に入っておりませんでした。現場で確認したところ、こちらの杭があるということで、これは渡り廊下になるんですが、その杭が今回の杭打ちとちょうど

重なります。そしてこの杭打ちの抜き作業がどうしても必要でございまして、この抜き作業に3本、約240万円かかります。それと杭打ちで新たな34本の杭を打ちますが、こちらが当初計画していたよりも合計で12メートル長くなります。その分も合わせまして、今回280万7,388円の増額を行っております。以上、説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これで報告第12号 専決処分の報告について（本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉）を終わります。

日程第8．議案第60号 本部町特定個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 議案第60号について説明をいたします。

議案第60号 本部町特定個人情報保護条例の制定について。本部町特定個人情報保護条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行され、平成28年1月から個人番号の運用が始まり、特定個人情報の適正な取扱いを定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

説明に入ります前に、既に本部町には個人情報保護条例がございしますが、今回の違う部分については、「特定」という文字が入ります。この特定個人情報というのは個人番号が付された情報を特定個人情報と言います。個人番号というのは、住民基本台帳に比定する住民票に氏名、住所、生年月日、性別等が住民票に付されております。それと番号が不離一体の関係でございまして、それに打たれた番号を個人番号と言います。

それでは説明に入ります。たくさん条文がありますので、ところどころ端折って説明をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。第1条（目的）この条例は、本部町（以下「町」という。）における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに町が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。これが、この条例の目的でございまして、以下飛ばしまして、2ページ目をお開きください。2ページ目のたくさんの条文がございしますが、次の2ページ目の第3条から第10条にかけては特定個人情報の取り扱いに関する規定でございまして、第3条（特定個人情報の収集等の制限）という形でうたっておりますが、第3条、実施期間は、法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないとあります。この第19条の各号に主に書かれているものは、本人、もしくは代理人、または個人番号関係者に特定個人情報を提供するとき、または法律に基づくとき、または条例で制定した場合、または生命、身体、財産等を保護する場合には利用できますということはこの第19条ではうたっております。参考として、きょう配りました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の抜粋、別表第1を配っております。この法律の第9条関係なんですけど、この第9条というのはどういう事務に利用

できますということをおうたっている条文です。ですから市町村はこの3枚のつづりがございますが、その部分について利用できますということをおこの法律では法定でおうたっております。その部分についての第3条から第10条までについては、特定個人情報の提供の制限、利用できる範囲等をうたっているものでございます。4ページ目の第11条以下は開示請求です。これは何人も開示請求はできますということをおうたっておりますが、以下の場合にはできないと、というのは、開示請求者の生命、とうがいするおそれがある情報、または開示請求者以外の個人を識別できるもの。または開示することでお開示者以外の個人の権利、利益を害するおそれがある場合、開示することにより犯罪の予防、捜査及び公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがある場合、そういう場合は開示しませんということをおございます。以下、9ページの第23条からは訂正請求権、これは自己が訂正を請求することができるということをお第23条からはうたっております。11ページからは利用停止請求権、これは第30条は利用を停止してくださいということをお請求することができますということをおうたっております。参考として、条文は16ページまであります。16ページの次の参考資料として載せて、2枚紙を載せております。これに条文がちょっとわかりにくいので、参考資料を2枚紙でつけております。先ほども言いましたとおり、制定の趣旨は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されるため、平成27年、平成28年1月から個人番号の運用が始まります。法では地方自治体が保有する特定個人情報の取り扱い、開示請求等に関し、必要な措置を講ずることとされていることから、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保及び開示等の手続について新たに条例しとなりますか、これは条例化です。条例化し、規定することとしますというふうにお今回の条例の目的でおございます。

下のほうにお図があります。従来の個人情報、これは大枠でありますがお、今回の特定個人情報は、先ほども申したとおり、住民基本台帳にされたものとぴったりの番号がふされたものを特定個人情報、またはそれを利用して扱う事務等にも番号が付されますので、そういうものを含めて特定個人情報と言います。次の参考資料2ページ目をごらんください。現在、特定個人番号カードをするための通知が配布されているところですが、この個人番号の条例の制定及びマイナンバー制度のスケジュールとして4番目に載せております。10月から個人番号の通知カードの送付を開始しております。今回上程しておりますが、1月から施行されます。事務としては、今我々施行されたらやっていきますが、連携というものがあります。例えば公共団体会間の連携とか、国と地方、公共団体等の連携とかというものについては、今の予定では平成29年度の7月からの連携は開始する予定でおございます。以上、簡単ではございますがお、これで議案第60号の説明にかえさせていただきます。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 よくわからなかったので、今、住基ネットというのがあります。広域、住民票をとれるのがあると思っておりますけれども、それとのかかわりについてはどうということになるのか。今のお話では、住民基本台帳に何か番号が記載されるという話をされておりましたけれども、マイナンバーが記載されるのか、この住基ネットで実証されている番号、それが基本

台帳に記載されているもの、それが特定情報になるのか、どちらが特定情報になるのか、ちょっと教えていただきたい。各市町村からの連携は平成29年に開始されるということですがけれども、このマイナンバー、マイカード、ナンバーカードを使っても広域住民票がとれるようになるんですか、その点を教えてください。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 10番、仲間議員に説明いたします。

従来ある住基ネットがありますが、それとは全く別個と考えてください。番号を新たに、この法律によって番号が付されると。住民基本台帳にある第7条の氏名、住所、性別、生年月日のものを返還したものについて番号を付するというので、今これは一つの国がつくったJ-LISという特定法人ですが、そこが全て日本全国のを返還して番号を付します。ですから従来ある住基ネットとは全く別個のものになります。この特定個人情報というのは。この番号が付された元になるのは、住民基本台帳第7条にあるものがもとになります。それを利用して例えば税とか、福祉とか、いろいろ利用していきますが、それにも当然に番号が付された情報がのっかってきます。それも含めて、番号が付されたものについては全て特定個人情報という取り扱いになります。この個人番号を使って住民票がとれるかという、現在のところは他の市町村で住民をとることはできないという状況でございます。あくまでも非常に厳しく法律で制限されていて、できる範囲が今定められています、法定事務以外については、個人番号が付された特定個人情報は利用していけませんという形になっていますので、それ以外については利用できないという形になります。あくまでも10月から送付されているこの番号がついた、情報は個人情報といいます。例えばこの個人番号がついたものが例えば住基ネットに今後のっかっていくとすれば、これも含めて、特定個人情報の取り扱いにはなってきます。番号が付されていないものについては、特定個人情報とは言いません。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 このマイナンバーの中にいろんな住所とか、氏名、年齢とかみんな組み込まれているということの理解でよろしいわけですね。

これは住民票にそのナンバーが記載されたものが発行されてしまったという新聞報道等を聞いたことが、見たことがあるんですけども、それは住民票に記載されるんですか。

○ 議長 島袋吉徳 住民課長。

○ 住民課長 上間辰巳 10番、仲間議員にお答えいたします。

住民票には自分でマイナンバーの番号を記載してくれと言えば、うちのほうで記載するということです。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第60号 本部町特定個人情報保護条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 本部町特定個人情報保護条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第61号について説明いたします。

議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行され、平成28年1月から個人番号の運用が始まり、個人番号の利用及び提供等に関して必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

それでは1ページ目をお開きください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。（趣旨）第1条、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。これが目的です。先ほど議案第60号でお渡しした資料がございますが、あれが法定事項、法律で定められておりますので、別段法律にのっとって事務はするんですが、この条例で定めるものについては、法律に載っていない部分を今回、この法第9条、法及び法第19条については、条例化すれば利用しても構いませんということが法律でうたわれておりますので、今回、この条例を制定して、新たにこの番号を利用できる部分について、条例で制定したいということがございます。それではどういう部分について利用するかということですが、3ページをお開きください。これが表になっております。どういう事務に利用するかということですが、町長部局として、本部町こども医療費助成条例（平成6年条例第15号）による助成金の支給に関する事務であって次に掲げるものという

ふうとうたつてあります。次の括弧は端折っていきたいと思います。2番目に、本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成7年条例第1号）による助成金の支給に関する事務。

次4ページをあけまして、3番目に、本部町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の支給に関するものです。4番目からは教育委員会の部分を列記しております。その部分については法定事項ではございませんので、今回条例を制定し、事務として番号を利用できるようにしていきたいということで、この条例の趣旨でございます。この条例を制定しますと、従来住民票というものを最初の申請の場合、添付資料として載せておりましたが、本人の同意を得て番号等を利用して構いませんという同意が得られれば、こういう添付資料とかは今後の申請からは必要なくなるということでございます。これが3ページから4ページ、5ページについては事務関係、6ページから10ページまではこの事務に関する個人情報、どういう個人情報、特定個人情報があるかということ列記しております。11ページからは提供です。主に情報紹介者が教育委員会で、提供は町長部局のほうからの提供になりますが、その部分を表として載せております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 ちょっと細かいことなんですけれども、これは何か番号を利用するのは同意が必要だとおっしゃってました。必ず同意が必要だと。そうするとこれはいろんな事務がありますけれども、それぞれの事務担当者、担当機関に応じて格別に同意をもらっていないといけないということなのか。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 10番、仲間議員に説明いたします。

今、考えられているものが、また事務ごとに同意が必要であると考えております。ただ同意を得る方法といたしましては、申請書の段階で番号を利用して構いませんという同意を得るような形で、全て事務に関しては利用できるような、同意をしない場合は当然利用できませんが、申請の段階で利用できる同意を得るような形で事務は進めていくという感じで、今のところは考えております。今後の事務に関しては申請書の中に同意するという文言が入ってくるだろうと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 申請書の段階でということなんですけれども、例えばこの事務がありますよね、本部町医療費助成条例、支給に関する事務、この事務の申請手続をするときに、その他の事務についても利用しますということが、その申請書に書かれているということですか。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 様式については今後これから詳しく検討しながらだと思っておりますが、それぞれマイナンバーを利用して構いませんということになりますので、マイナンバーに符合するのは今後、住民基本台帳がもとではあります、マイナンバーに付随する例えば税とか、その他もろもろのものが情報が同意する場合には利用できると、所得情報とか、そういうものを利用

きるという形になってくると考えております。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 今のお話では、そのマイナンバーを利用するという同意を得さえすれば、全ての事務に利用できるということ、そういう理解でいいんですか。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 10番、仲間議員に説明いたします。

同意を得られれば、マイナンバーが付された個人情報については全て利用できると考えております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前10時57分)

再開します。

再 開 (午前11時11分)

日程第10. 議案第62号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 議案第62号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町税条例(昭和47年本部町条例第33号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本部町税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

ページをめくります。本部町税条例の一部を改正する条例の改め文でございます。改名分とも言いますが、これが1ページから11ページまでが改め文となっております。そこを開けて、次の横長の資料ですけれども、議案第62号の参考資料として新旧対照表を添付しております。これが1ページから12ページまでが新旧対照表となっております。税条例の説明については、その新旧対照表の後ろのほうにもう1つ議案の参考資料が付してありますが、それによって説明したいと思います。1ページ、2ページに分けて資料を添付しております。地方税法等の一部改正に伴う本部町税条例の改正の概要について説明いたします。地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が公布されたことに伴い、本部町税条例の規定整備を行いました。改正の概要は以下のとおりです。1、納税の猶予制度に関する手続き等の明確化、これが8条から13条に付してあります。今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっておりますが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、本部町税条例に規定を追加するものであります。主な内容なんですけれども、（1）から（6）まで書いてありますが、まず（1）徴収に係る徴収金の分割納付等についてでございます。猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることとします。これが1つ目です。（2）猶予申請における記載事項についてでございます。申請書に定める事項は、次のとおりとします。①一時に納付することができない事情。②猶予を受ける金額及び期間。③分割納付する金額及び期間。④担保の内容（担保を提供する場合）が定められます。（3）猶予申請書に添付する書類について。申請に添付する書類は、次のとおりです。①事実を証する書類。②資産及び負債の状況を明らかにする書類。③収支状況（実施及び今後の見込み）。④担保に関する書類（担保を提供する場合）等となります。（4）担保の徴収基準についてです。次の場合は、担保を不徴収とします。①猶予に係る金額が50万円以下の場合。②猶予期間が6月以内の場合。③特別な事情がある場合となります。次のページをめくります。2ページ、（5）徴収申請書の訂正期限についてです。申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とします。（6）申請による換価の猶予における申請期限について。換価の猶予の申請期限を、納期限から6月以内とします。以上が猶予関係の条例改正となっております。

2、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率の廃止《附則3条》についてであります。紙巻きたばこ3級品に係る町たばこ税の特例税率について、次のとおり経過措置を講じた上で廃止され、下表の税率となります。ちなみに3級品と呼ばれるたばこにつきましては、わかば、エコー、しんせん、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄となっております。下の括弧の表なんですけれども、たばこ税につきましては、税率は1,000本当たり幾らという形で税率が制定されております。改正前の平成28年3月31日までは1,000本当たり2,495円となっております。それが平成28年4月1日から改定されていきます。1,000本当たり2,925円、そして経過措置によって平成29年、平成30年までが経過措置で、平成31年からは通常の税率に戻るという形になっており

ます。下の参考資料なんですけど、増税後の一箱当たりの小売価格の見込みなんですけれども、今3級品と言われる安いタバコが250円と260円で小売りされております。それが平成28年4月1日から260円の場合ですと280円、250円のもので270円という形で、年によって、経過措置によってタバコの小売り価格が高くなっていくと予測しております。あくまでもこれは見込みでありますので、参考までに報告しておきます。以上が主だった今回の条例改正です。説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 タバコ税に関してなんですけど、ちなみに今、年間どれぐらいのタバコ税の収入があるのか、それと将来改定されて後、どういう方向性を見ているのか、その点をちょっと説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 13番、石川議員のほうに説明いたします。

タバコ税の年間の収入ということですが、平成26年度の実績で申しますと、7,771万円余となっております。これが改定になりますと、改定の数字を申し上げる前に、旧3級品と呼ばれる今回改定されるものなんですけれども、通常の例えば良質のタバコ、マイルドセブンとか、そういったもののタバコなんですけれども、それについては増税はございません。旧3級品の場合ですと、改定されますと、年間で旧タバコが354万1,000本余りが消費されております。タバコ税につきましては、1,000本当たりの税をかけていきますので、まず平成28年度におきましての差額分が1,000本当たり430円になっております。それを単純に3級品の本数に掛けますと、約150万円前後が増収となる見込みであります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第62号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第62号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第63号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(石川謝花線橋梁整備工事〈A2橋台〉)を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** 議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について。平成27年第5回本部町議会（定例会）で議案第40号をもって議決された石川謝花線橋梁整備工事（A2橋台）工事請負契約に係る内容の一部を次のように変更する。「6,966万円」を「8,238万6,720円」に変更する。増額が1,270万8,720円の増であります。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

記、提案理由、工事の変更設計により、契約金額の増額が生じることから[議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）]の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

変更理由をちょっと述べたいと思います。変更理由として、橋台の一部の基礎の杭打ち込みにおいて、杭を打つ機械の作業スペースが当初想定していた作業スペースが狭くて、重機の作業スペースを確保するため、土工等の必要が生じるため、土工工事の増額をお願いしたいと思います。あと重機の作業スペースが広がる中で、一部民地の土地がありまして、その民地の借用もしないといけなくなっておりまして、その民地を今借用する予定でありまして、借地料も発生してくる予定であります。もう1つがこの基礎杭工事について、仮設道路の道を施工しております。仮設道路の入り口側に間知ブロックがありまして、当初設計では取り壊しのみの設計で設計しておりまして、間知ブロックの復旧が見られてなくて、どうしても復旧する必要があるということで、今回間知ブロックの復旧をお願いしたいと思います。

次のページが変更箇所対照表となっております。次のページが位置図です。最後のA3の部分、青と黄色い部分が今回作業スペースとして必要な箇所でありまして、ブルーの部分の借地部分の130.4平方メートルの借地部分の箇所であります。大変申しわけございません。間知ブロックのほうの色塗りされていなくて、図面の右下にバツェンされた擁壁があるんですけども、一部バツェンが抜けているところがあるんですけども、その部分が間知ブロックです、今回復旧する箇所であります。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。13番 石川博己議員。

○ **13番 石川博己** 課長ちょっと説明してほしいんですけども、土砂の運搬の道路変更がございまして、どういう内容で変更になっているのか、説明をもらえますか。運搬経路図というのがありまして、説明されていないので、ちょっと説明してください。

○ **議長 島袋吉徳** 建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** 13番、石川議員にご説明します。

大変申しわけございません。土砂の運搬につきましては、当初、上本部小学校、中学校の通学路ですね、向こうを使って上本部飛行場跡地に運ぶ予定だったんですけども、それが児童生徒の通学路の安全確保のために、迂回、浦崎側のほうに回して残土を搬出という形であります。

○ **議長 島袋吉徳** ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第63号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(石川謝花線橋梁整備工事〈A2橋台〉)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(石川謝花線橋梁整備工事〈A2橋台〉)は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第64号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉)を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 議案第64号を説明いたします。

議案第64号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について。平成27年第7回本部町議会(定例会)で議案第45号をもって議決された本部中学校校舎改築工事(建築1工区)工事請負契約に係る内容の一部を次のように変更する。「2億2,385万5,920円」を「2億3,352万8,400円」に変更する。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由です。工事の変更設計により、契約金額の増額が生じることから、[議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年本部町条例第31号)]の規定により議会の議決を必要とする。これがこの議案を提出する理由であります。

今回、合計で967万2,480円の増額をお願いしたいと思っております。3つの工事を新たに行いたいと思っております。まず排水工事、そして土砂防止のための土留め工事、そして避難階段の設置工事を予定しております。

図面でもって説明させていただきます。3ページのA3の図面をお願いいたします。黄色の排水が1工区になりますが、来年度、1回工で予定していた排水工事を今回増額して、前倒しで行いたいと思っております。前倒しで行う理由が2つありまして、1つは敷地の水はけがとても悪い状況であります。そのために工事に支障を来すおそれがありますので、排水を設置して水はけをよくしたいというのが1点でありまして、もう1点は地盤が非常に軟弱であります。当初予定していたように校舎建設後に排水を設置すると経年で排水が沈下していく懸念がされました。それで今回、校舎と一緒に建築することによって、校舎の土間に排水を打ちつけて、経年で沈下していくを防ぐようにしたいと思っております。それがまず1つ目の工事でありまして、約320万円の増額であります。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。黄色のラインであります。基礎を打っていく

際に約2メートルの穴を掘っていきます。先ほども申しましたけれども、土が軟弱でありまして、可能なところは土砂防止で斜めに削って2メートルの穴を掘っていきます。ただ黄色い部分に関しましては、青の仮囲いを既に設置されておりまして、斜めに削ることができません。そうすると2メートルも穴を掘りましたら土砂が崩れてくるおそれがありますので、この部分に関しまして、土砂防止ということで、鋼矢板で土砂崩れの防止を行いたいと思っております。約50メートル、土砂防止の仮囲いを行いたいと思います。その費用が約360万円でございます。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。平面図の下のほうに避難はしごの設置をお願いしたいと思っております。鉄骨階段でつくる予定しておりますが、当初、青の部分、済みません、ちょっと小さいんですが、そちらのほうに避難はしごの設置を予定しておりました。こちらは火災時に2方向に逃げるのが義務づけられておりまして、当初はしごを予定しておりましたが、学校側からの要望、そして子供たちの安全避難ということで、はしごではなくて、階段のほうがいいということで、今回はしごはとりやめいたしまして、鉄骨の階段をこちらのほうに設置したいと思っております。こちらの費用が約280万円でございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。

これから議案第64号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第64号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について（本部中学校校舎改築工事〈建築1工区〉）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第65号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について（本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 仲宗根 章** 議案第65号を説明させていただきます。

議案第65号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について。平成27年第7回本部町議会（定例会）で議案第46号をもって議決された本部中学校校舎改築工事（建築2工区）工事請負契約に係る内容の一部を次のように変更する。「1億6,703万3,880円」を「1億7,118万5,400円」に変更する。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、工事の変更設計により、契約金額の増額が生じることから、[議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）]の規定により議会の議決を必要とする。これがこの議案を提出する理由であります。

今回415万1,520円の増額をお願いいたします。主な変更としまして、排水溝、そして土留め、

これは先ほどの議案第64号と一緒にございます。そして既存校舎の外壁の補修を予定しております。

3 ページ目のA 3 の用紙で説明させていただきます。今回青色の四角が幾つかありますけれども、こちらに花壇を設置したいと思います。当初、来年予定の外構のほうで駐車場側に花壇の設置を予定しておりましたが、学校側との調整で、こちらのほうに変更要望がありましたので、それを踏まえて、来年度の外構分を前倒しで、この図で示しているところに花壇を設置したいと思います。こちらのほうが約150万円でございます。続きまして、申しわけありません。先ほどの議案第64号の資料と共通の資料になりますので、そちらのほうで説明します。先ほどの議案第64号の3 ページのA 3 の資料をお願いいたします。赤い部分が第2工区になります。理由は、議案第64号と一緒にございまして、水はけが悪いものと排水溝の排水の沈下を防ぐために一緒に工事したいというところでありまして、あと最後に、こちらのほうが約150万円でございます。先ほどの議案第64号と同じように土留めのほうも行います。それと既存校舎と接続する部分がありますが、既存校舎の2階部分と新しい校舎の1階部分になるところがありまして、既存校舎の2階部分の外壁を塗装等を行いたいと思います。その部分が約80万円、合計で今回410万円の増額をお願いしております。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 教育委員会事務局長、ちょっと説明してほしいんですけども、この校舎改築工事なんですけれども、今、校舎新築するところでは排水をつくってありますけれども、校舎敷地内、運動場は別にして、通常建物の周辺は全部排水路をつくるのではないかと思うんですけども、これは一部になっています。一部でしょう。これは全体の排水路というのはどういう計画になっているのか、ちょっと説明願えますか。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 13番、石川議員に説明いたします。

議案第64号の3 ページの資料をお願いいたします。黄色と赤のラインが入っているものでございます。黄色のラインが右側でございますが、1本、2本あると思います。その下に既存校舎の横に色の塗られていない排水があります。これは今現在あるものでありまして、そこから運動場向けに真っ直ぐ下りております、現在はポンプ場のところに下りておりますが、次年度の外構をもちまして、校舎沿いに外構の工事と一緒に新しい排水をまた新たにやる計画であります。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第65号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について（本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第65号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について（本部中学校校舎改築工事〈建築2工区〉）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（午前11時48分）

再開します。

再 開（午後1時30分）

日程第14. 議案第66号 平成27年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第66号について説明いたします。

議案第66号 平成27年度本部町一般会計補正予算について。平成27年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

3枚目、お開きください。平成27年度本部町一般会計補正予算（第4号）。平成27年度本部町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,862万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億7,416万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは事項別明細書のほうで説明いたしたいと思います。事項別明細書の歳出のほうから説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。歳出について人件費を今回たくさん補正しておりますが、これは4月からの人事異動等による補正、それと産休による育休をもらっている職員の部分を補正減しております。それでは10ページ、11ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、18節備品購入費268万6,000円、説明の車両購入費ですが、これは広報車の購入を予定しております。続きまして6目企画費、14節使用料及び賃借料566万2,000円、説明の重機使用料566万2,000円でございますが、これはガラス系資源リサイクル施設のプラントの撤去費用です。9目基金費、25節積立金583万5,000円、次のページをお開きください。12ページ、13ページ、財政調整基金積立金に351万円、ちゅらまちづくり基金積立金として232万5,000円、今回の351万円を積み立ていたしますと、今年度末で11億1,000万円余りの積立額になる予定でございます。ちゅらまちづくり基金については今年度末で4,270万円余りの積み立てになる予定でございます。

続きまして16ページ、17ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、18節備品購入費、説明の顔認証システム導入用パソコン等購入費ですが、これについ

てはパソコン、カメラ、スキャナ等を購入する予定にしております。これは個人番号カードを発行する際に、本人かどうか確認が紛らわしい場合に、そのシステムを使って本人かどうかを確認するというシステムでございます。

18ページ、19ページをお開きください。4項選挙費、1目選挙管理委員会費、13節委託料59万4,000円、説明の選挙人名簿システム改修委託料59万4,000円でございますが、これは平成28年6月19日以降の選挙からは選挙年齢が18歳以上に引き下げられるために、これにあわせてシステムの改修が必要でございますので、今回費用を計上しております。

20ページ、21ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金2,108万7,000円、説明の国民健康保険特別会計繰出金2,108万7,000円でございますが、これは保険基盤安定繰入金、これは税等による減額、さらには国保会計の支援のための制度でございますが、その額が確定いたしましたので、それと人事異動に伴う人件費の減等を合計いたしまして、2,108万7,000円の繰出金の増でございます。続きまして3目老人福祉費、13節委託料59万4,000円、介護広域番号制度連携システム改修委託料ですが、これも個人番号制度の開始に伴うシステムの改修委託料でございます。続きまして、同じページの4目障害者福祉費でございますが、20節扶助費682万8,000円、これについては約半年分の支払い状況を勘案して、今回補正増をしております。

22ページ、23ページをお開きください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節負担金補助及び交付金、説明の下から3行目、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金198万円でございます。これについては待機児童解消の一環でございます。保育士の家賃6万6,000円の5名分の半年分の予算を計上しております。これは新規に今回予算計上しておりますが、国からの補助金が2分の1でございます。その下の保育士体制強化事業補助金108万円でございますが、これは保育士、これも待機児童解消の一環でございますが、保育士の負担軽減のための支援員を雇用しておりますので、その補助金です。これについては国から2分の1、県から4分の1の補助金がございます。その下の放課後児童健全育成事業447万8,000円の増でございますが、これもこれまでの実績に応じて補正をお願いしております。次の2目児童措置費、20節扶助費191万5,000円、児童手当費191万5,000円でございますが、児童手当は年3回の支給でございます。6月、10月、2月の支給でございますが、10月までの支給実績を勘案し、今後生まれるであろう新生児等を勘案しながら補正増をしております。23節償還金利子及び割引料、これは児童手当の県及び国への返還金ですが、これは平成26年度の実績に基づく返還金でございます。

24ページ、25ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料114万3,000円、説明のインフルエンザ予防接種委託料114万3,000円でございます。インフルエンザ予防接種、平成26年度までは3価、3価というのはワクチンに含まれるインフルエンザウィルスの種類が3種類だったわけですが、平成27年度からそれが4種類に変わりました。その部分で単価が上がりましたので、今回補正増をお願いしております。4目環境衛生費、9節旅費から17節公有財産購入費まででございますが、これで約400万円余りの減額になりますが、これは沖

縄振興特別推進交付金、通称一括交付金事業の赤土流出防止事業の予算です。今年度、長田川の砂防ダムのしゅんせつまでする予定でしたが、今回個人有地がございまして、仮設道路をつくるには個人有地の購入が必要になってまいっております。それで今回公有財産で個人有地を購入し、仮設道路と砂防ダムのしゅんせつ等については次年度以降に回したいと。それでしゅんせつについては長田川の下流域のみしゅんせつを行う予定でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、説明の新規就農一貫支援事業補助金147万7,000円、これは9月に補正で通してもらった事業でございますが、今回トラクターの附属部品による増が事業として認められましたので、今回その分、補正増をお願いしております。

30ページ、31ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費、13節委託料、説明の森林所有者情報整備業務委託料86万2,000円、これは県から2分の1の補助を受けて行う事業です。森林所有者情報をデータベース化するための整備委託料でございます。その下の森林病害虫防除業務委託料113万円については、健堅、具志堅、北里、嘉津宇の4字から調査を行い、優先順位をつけながら防除をしていきたいと考えております。

32ページ、33ページをお開きください。3項水産業費、2目水産振興費、13節委託料270万円の減、新里漁港機能保全計画策定業務委託料270万円の減でございますが、これは入札の残を減額いたしております。当初1,600万円の事業でしたが、それから削って1,330万円の事業費にしております。

38ページ、39ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料236万7,000円、説明の路面下空洞調査業務委託料236万7,000円でございますが、これは谷茶周辺、高山食堂から漁協の裏手の一帯の町道の路面の空洞化の調査をする委託料です。これについては国から80%の国庫補助がございます。3目道路新設改良費でございますが、この部分についてはほぼ伊野波橋、これは9節旅費から22節補償補填及び賠償金までありますが、旅費及び物件補償業務を除いたものについては、伊野波橋をつくりかえる改修事業の一つでございます。当初渡久地橋、伊野波橋の予定でしたものを途中補正をしまして、渡久地橋から伊野波橋に全て事業費を移しておりましたが、いろいろ事業を実施するに当たり、今回約3,000万円余りの事業費の減額でございます。その部分については次年度以降に回していきたいと考えております。今回はそれで伊野波橋は仮設道の工事と磁気探査等を補正にしております。

44ページ、45ページをお開きください。8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費、説明の修繕費134万3,000円でございますが、これは町営住宅の修繕費です。瀬底第2団地、北里団地、新里団地等の主に浄化槽の修繕費でございます。

46ページ、47ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、13節委託料66万1,000円、説明の一番下、ICT利用促進委託料66万1,000円でございます。これは現在、学校現場のネット環境がADSLの回線で行っておりますが、光ケーブルが来ておりますので、それを光回線へかえるための委託料でございます。

48ページ、49ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費95万7,000円、説明の瀬底小中学校トイレ改修工事費95万7,000円でございますが、これは瀬底小学校の5カ所の和式トイレを洋式トイレへ改修する予定でございます。

戻りまして、歳入のほうでございますが、歳入の2ページ、3ページをお開きください。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、2節特別交付税759万3,000円でございますが、これについては沖縄振興特別推進交付金の事業の増減によるものでございます。沖縄振興特別、通称一括交付金事業については、起債が可能な事業については起債を充てると。起債ができない部分については県補助金、さらには特別交付税で措置するということになっておりますので、今回の増減については八重岳拠点整備事業については木の伐採等から東屋の整備に事業の内容をちょっと変更しておりますので、その部分で特別交付税がここでは130万円余り減、フクギ集落整備事業、これは石張り舗装をとりやめて看板等の設置が主になっておりますので、これが起債できない関係上、特別交付税が約800万円余りふえますので、トータルで759万3,000円余りの増額でございます。

歳入の4ページ、5ページをお開きください。21款諸収入、4項雑入、5目雑収入、1節雑入1,381万3,000円、説明の介護保険広域連合精算償還金、これは平成26年度の介護保険事業、本町のほうが多く払い過ぎていた部分を精算でこれは戻ってくる歳入増の金額でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それでは1点だけお伺いいたします。

歳出の23ページ、3款民生費、1目児童福祉総務費、保育士宿舎借り上げ支援事業補助金、保育体制強化事業補助金をもう少し具体的に説明していただきたいと思っております。先ほど割り振りが6万6,000円の5名という説明もありましたが、そこら辺をもう少し具体的に説明していただきたい。これをするによって、現在抱えている本町の待機児童へどういった影響を与えるのかお伺いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 14番、喜納議員に説明いたします。

まず宿舎借り上げ支援事業なんですけど、こちらの目的が保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部、または一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的としております。今回、該当は公立を除く保育園になりますので、町内保育園のほうの要望を県と協議をして、今回予算計上しておりますが、金額につきましては補助金の上限が8万2,000円となっておりますが、今回事前の要望の中で上がってきた金額6万6,000円が基準の範囲内でしたので、それを要望額として県のほうと調整して、協議を進めて、今回予算計上している状況です。もう1点の保育体制強化事業に関しましても、先ほどもありましたが、保育士の負担軽減を図るための事業となっております。こちらにも保育士の離職防止とか、そういったことが目的になっております。この事業を活用して、保育士がふえて待機児童の解消ということではなくて、

現在問題になっている保育士の離職を防止することによって、これ以上、待機の状況が深刻化にならないような対策をするための事業となっております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それではこの宿舎借り上げの部分での5名というのは、新規の採用ではなくて、既存の職員、保育士の部分を対象としているのか、それとも新規でまた今もう保育士の不足というのが叫ばれていますから、新規で雇っての部分なのかということをお聞きしたい。保育体制強化事業というのは、これは先ほど支援員と言っていたらっしゃいましたが、それは保育士の免許を持っていなくても支援、サポートする形の支援員を雇っているのかお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 14番、喜納議員に説明いたします。

宿舎借り上げの5名に関しましては、既存の職員となっております。今後、次年度以降ですけれども、新たに新規採用を見込んでやることも考えられると福祉課のほうでは考えております。体制強化、これはおっしゃるとおり、保育士がいろいろ保育業務のほかに雑務とか、そういうのもこなしている場合に、その負担を軽減しようということで、資格は関係なく、その補助のために職員を雇った場合に補助をするという事業となっております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 保育士の部分に関しましては、確かに従来の今やっている保育士の部分の離職を防ぐという意味では、確かにそういった意味もあると思いますが、新規の部分の保育士を雇うという部分を町も含めて積極的にやっていただきたい部分です。そこら辺をぜひ次年度以降、積極的にやっていただきたいと思います。この保育士体制強化事業の部分も積極的に活用して、他市町村を見渡しても待機児童の直接的な解消にはなりません、保育士を雇うという、保育士不足という意味から考えても他市町村はもっともこの支援、いろんなメニューを使ってやっていますので、町内も福祉課長を中心にやっていただきたいと思います。そこら辺、今回補正ですけれども、これが次年度、当初予算にどう反映していくのかということのを少し、最後にお聞きしたいと思います。これは町長でも福祉課長でも、次年度の予算に関して、これをもう少し積極的に活用する予定があるのかということをお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 福祉課長。

○ 福祉課長 崎原 誠 14番、喜納議員に説明いたします。

現在の待機児童対策に関しましては、いろいろな補助メニューが国、県のほうからありますが、町の各保育園等の要望も聞きながら、積極的に対応できるようにしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 3点ほど確認をさせていただきます。

25ページ、4款1項4目環境衛生費の15節工事請負費、赤土流出防止工事費の減になっていまして、その点の説明をお願いします。それから委託料、分筆測量委託料、それは工事費の減額にかかわっているのかどうか、その点。

それから29ページ、6款1項3目の説明、ミカンコミバエ地上防除委託料、これは実態はどうなっているのか、その点の説明をお願いします。

それと33ページ、6款3項2目13節委託料、新里漁港機能保全計画策定業務委託料、これは必要だということで予算を計上されていると思うんですけども、全額減になるのか、今後どうしていくのか、その点を含めて、この内容についての説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 13番、石川議員にご説明いたします。

赤土流出の件なんですけれども、委託料は当初砂防ダムのほうのしゅんせつも計画していたんですけども、長田川の砂防ダムのほうのしゅんせつを計画していたんですけども、砂防ダムに通じる道のほうが一部抵当権がかかっています、そこを将来的にも管理する上では購入したほうがいいのではないかということになりまして、砂防ダムのしゅんせつについては来年以降計画しております。その道路用地を購入するために今回委託費を減にして、分筆購入することによって補正提案させていただきました。その管理道路につきましては、5名の所有者がおりまして、7筆ございます。今その所有者と土地の交渉について当たっている状況でございます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番、石川議員にご説明いたします。

29ページのミカンコミバエについてですが、実態ということですが、ことしの11月上旬に奄美大島のほうで急に異常発生したということで、奄美のほうは大分被害が大きいということで、それを受けまして、沖縄県のほうでは緊急対策の会議を持ちまして、沖縄に飛来することを防ごうということで、今、通常3回の防除をやっているところを1回ふやして4回の防除にすると。今のところ沖縄県へ飛来しているという確認はありません。今回の補正でもって町内約800カ所に誘殺板を設置して防除に当たりたいと考えております。

それから33ページ、新里漁港機能保全計画策定業務ですが、こちらのほう1,600万円の予算を補正いたしまして、業務委託、入札をかけましたところ、270万円入札減が出ておりますので、その分を補正減するということにしております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 29ページ、33ページに関しましては結構なんですけれども、25ページ、これは用地購入するために分筆測量委託料、それから用地鑑定手数料というのが発生しているのかどうか、用地購入費は83万6,000円ですけれども、分筆測量委託料で212万5,000円、それから用地鑑定手数料で72万円、諸経費のほうがべらぼうに高いのではないかという気がするんですけども、その点について詳しく説明願えますか。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 13番、石川議員にご説明いたします。

用地購入に関して委託料や用地鑑定手数料が高いのではないかという今のご質疑ですけれども、砂防ダムに通じる道のほうが今、原野、山林が生い茂っていて、それを切り開いて測量設計して

分筆しないとイケないものですから、その辺で土地の形状が通常の形と違う形になっているので、費用がかさむということです。ご了承ください。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休 憩（午後 2 時 09 分）

再開します。 再 開（午後 2 時 11 分）

ほかに質疑ございませんか。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 2点ほどお尋ねしたいと思います。

歳出の20ページ、21ページ、3款民生費の1目社会福祉総務費の中の今回の補正の数字の中で突出しているのが、国保会計の繰り出し、それについては基準内なのか、基準外なのか、その辺をお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 12番、大城議員の質疑にお答えいたします。

今回の補正については、基準内となっております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 基準内と聞いておりますので、今年度の基準外の繰り出しについて少し関連でお尋ねしたいと。当初予算にも基準外が出ていると思うんですけれども、3月の最終補正を迎えて、今年度、大体基準外でどの程度の繰り出しの予定なのかお尋ねしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 12番、大城議員にお答えいたします。

今年度の基準外繰り出しにつきましては、健全化計画の8,000万円を予定しております。9月の補正で8,000万円をお願いいたしまして、9月補正でもって8,000万円予算の確保をいただいております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 29ページのミカンコミバエの件について、少し産業振興課長にお尋ねしたいと思います。

ミカンコミバエについては、撲滅したように思いますけれども、ここにきて、きょう新聞報道がありました奄美大島でポンカンの全量破棄というびっくりしたニュースが飛び込んできたけれども、つい最近、産業振興課長のほうで、県内にも発生が少し見えるという話も伺ったことがあります。きょうの説明によると、県内はまだそういう発生はないという説明だけれども、私の記憶違いなのか、最近になってミカンコミバエが少し見えると、こういう兆候があるという話を聞いたけれども、今回の18万円というのは予算的からもかなり少ない中で、これは本町の800カ所というだけだけれども、これは本町だけなのか、沖縄のどの地区に今度の対策を組んであるのか、この辺を全島的にやるのか、北部なのか、どうなのか、これがどういう形で今、県としては警戒を進めているのか、その辺をもう少し具体的に説明願いたい。これは深刻な問題であると私は認識していますので、副町長も含めた、その辺のミカンコミバエに対する今の状況について、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 12番、大城議員にお答えします。

おっしゃるように、ミカンコミバエが侵入すると本県のあらゆる果樹が県外移出停止になります。については厳戒態勢を敷かなければいけないようなことが今の現状となっております。先ほど産業振興課長から「見つかっておりません」とお答えいたしておりましたけれども、現実には大体年間20匹から30匹ぐらいは見つかるような状況にあります。それは訂正いたします。といいますのも、東南アジア、南の国から風に乗って飛んでくる。そして今回は逆に北のほうから、奄美大島から飛来してくる可能性もあるというのが今の置かれている現状だと思っております。ついては飛来したときには、即それが死滅するような体制を敷く。いわゆるテックス板ですね、板になっておりますけれども、それに殺虫剤とそれから誘殺剤を混入いたしまして、県内に約5万個ぐらい、毎年これを吊り下げて、飛来したときにはすぐそれで死滅させるような対応策をとっております。同時にまた飛来して、それが木植物、いわゆる果物に、野生の果物を含めて卵を産んで、ウジになって、それが発生源になるということがありますので、それがないように定着しないようにということで、果実を採取して、その調査をしております。その果実での虫の発生は現在見られておりません。ただし、飛来してくるかどうかということで、トラップで捕獲作業をしておりますけれども、先ほども言いましたように、捕獲作業の中では20匹から30匹ぐらい見つまっているということでもあります。なお、今回、奄美大島で発生しておりますけれども、これとの関連の中で、急激に県内にあっても発生が多く見られているという現状ではないということでございます。ついては北と南から迫られてきますので、これまで以上にテックス板による防除体制などもやりながら、制圧の体制を、防止の体制を強化しなければいけないという現状にあらうかと思っておりますので、報告しておきたいと思っております。以上でございます。

従前その防除体制、テックス板を年間3回やっておりますけれども、それを4回にふやすというようなことで、全県的にその吊り下げ作業の防除を実施していくということでございます。ついてはその1回分の費用が全県にかさむということでの予算計上ということになっております。町内もそうですし、そして全県的な取り組みとして実施していくと。いわゆる全県足並みをそろえて体制を整えないと、実質的な防除対策にはなり得ませんので、全県一斉の取り組みとして、我が町も対応していきますということで、ご理解願いたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 ミカンコミバエ、それからウリミバエ、そのことについては過去に大変な被害を被っております。ミカンコミバエの駆除についても社会的に有名だと、沖縄の実績については。これは本土への上陸を防ぐためにかなり本土としても対策をとったと思います。今回逆に、本土から入るのではないかと、奄美大島から入るのではないかとという危機感。これは大変な危機意識を持って、この問題を対処していかないと、これは本当に初期のうちに潰していくという体制をしっかりと県、全島的な取り組みだと言っているのです、特にやんばるにおいては、これは主たる果物の産地ですので、この辺は北部の問題、沖縄県の問題としてしっかりと対応していただき

いと担当課長に希望いたします。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 12番、大城議員のほうにもう1つつけ加えておきますけれども、おっしゃるように、昭和61年に絶滅しておりましたけれども、その間、その絶滅作業の予算総額25億円かかっております、我が沖縄県は。その後もいつでも気を許すと飛来してきて定着する可能性はずっと秘めております。ついては県の予算ですけれども、毎年ミカンコミバエ単独の防除対策費用として2億円ほどかけております。今回もそうですけれども、緊急対策するときにはまたさらに予算を上積みしながら対応していく。そして同時に、目下、私のほうからも農林水産部内の皆さんと議論しているところでもありますけれども、これはもう早急に、奄美大島からタンカンなども結構入っておりますので、奄美大島からの果物の県内への移入の制限ということを強く今、要望しているところであります。そういったことで、これからも農業、農林の中で、この対策のためには町としてもきちんとやるべき対応策について要望していきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 1点だけお聞きしておきます。

10款教育費の2項小学校費、15節工事請負費なんですけれども、瀬底小中学校、これは小学校だと思っただけけれども、トイレ改修事業、これは和式から洋式に5カ所かえるという工事費なんですけれども、これは教室内のトイレのことを指しているのか。そして私が聞きたいのは、運動場とか、教室外にあるトイレ、これが洋式にかわったところがあるのかどうか、ここら辺をお聞きをしたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 仲宗根 章 8番、崎浜議員にご説明いたします。

今回トイレ改修を行う予定は全て校舎内のトイレ改修になっております。もう1点、屋外トイレに水洗があるかということで、済みません、今、私の記憶の中では崎本部小学校が水洗トイレに変更になっておまして、あとは済みません、すぐは思い出せないんですけれども、崎本部小学校だけかと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 8番、崎浜議員からご指摘のありました説明の瀬底「小中学校」を「小学校」に訂正をお願いいたします。おわび申し上げます。瀬底小学校の間違いでございますので、おわびして訂正をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 校舎内のトイレについては徐々に和式から洋式へということになって、よく知っているわけですが、なぜ屋外かという、最近では学校開放が叫ばれている。地域の人たちがよく学校で行事を行う。例えば区民運動会、いろんな催し物、グランドゴルフ大会とか等々やるわけですが、日曜日にやるものですから校舎内が閉まって、やはり屋外トイレを利用するのが通常なんです。それでほとんど年老いている方たちが和式になかなか入れない。自

分の家に帰ってやる場合が多いですので、できる限り、そういうところも調査をして、全部とは言わないけれども、幾つか和式から洋式にかえていく考え方を持っているのか、教育長にお聞きをしてみたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 8番、崎浜議員にお答えいたします。

今ほとんどの学校で、学校においても和式から洋式へとかえていっておりますので、屋外にあるものについても地域の要望があるのはもちろんですけれども、私たちのほうとしても、教育委員会としてもそれは積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第66号 平成27年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第66号 平成27年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午後2時29分)

再開します。

再 開 (午後2時39分)

日程第15. 議案第67号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 議案第67号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをごらんください。平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ697万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,489万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年12月15日、本部町長 高良文雄。

次のページは第1表歳入歳出予算補正となっております、次のページの明細書の表紙をめぐっていただいて、1ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括表をごらんください。補正箇所といたしまして、歳入のほうでは5款療養給付費交付金2,805万9,000円の減、11款繰入金2,108万7,000円の増、歳出のほうでは1款総務費108万6,000円の減、2款保険給付費588万6,000円の減、今回の補正の主な内容目的といたしましては、療養給付費交付金の減額であるとか、先ほど議案第65号の一般会計補正予算で説明してございましたとおり、県基盤安定事業の確定額であるとか、人事異動に伴う人件費の増額を反映させるためでございます。その主な中身につきまして、歳入のほうからご説明いたします。2ページ、3ページをお開きください。5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、1節現年度分マイナスの2,805万9,000円、これは説明のところにございますように、退職被保険者等に係る医療給付費に対しまして、社会保険診療報酬支払基金から支払われる交付金でありまして、平成27年度の交付額に変更がございましたので、補正減をしております、ちなみに該当者につきましては、約200名程度が該当しております。続きまして、11款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、プラスの2,217万3,000円、3節職員給与費等繰入金マイナス108万6,000円、1節の保険基盤安定繰入金は保険税の軽減措置の拡充に伴いまして補正増をしております、新規で約520名の対象者が増になりまして、全体で3,750名余りが対象となっております。3節の職員給与費等繰入金は人事異動に伴う補正減となっております。

続きまして、歳出のほうをご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料35万9,000円のマイナス、3節職員手当等29万2,000円のマイナス、4節共済費43万5,000円のマイナス、これは人事異動に伴う補正減となっております。

続きまして6ページ、7ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金補助及び交付金マイナス399万5,000円、これは先ほどの退職者医療費関係の給付費の減額に伴いまして、退職被保険者の療養給付費負担金のほうも減額となっております。

続きまして8ページ、9ページをお開きください。同じく2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金補助及び交付金マイナス189万1,000円になっております。これも退職被保険者等の高額医療費の減額になっておりまして、約30名の減額になっておりまして、その分の補正減でございます。10ページから14ページは給与明細書になっております。以上で議案の説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第67号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第67号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第68号 平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第68号についてご説明いたします。

議案第68号 平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳出予算の補正)第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。平成27年12月15日、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。第1表、歳出予算補正より説明いたします。1歳出、2款施設費、1項施設費、補正前の額9,816万9,000円、補正額2万7,000円、計9,819万6,000円。2項施設新設改良費、補正前の額1億544万4,000円、補正額マイナス51万1,000円、計1億493万3,000円。4款予備費、1項予備費、補正前の額1,000万円、補正額48万4,000円、計1,048万4,000円。歳出の合計は、補正前の額と補正後の額は変わらず3億9,696万9,000円でございます。内訳は次のページの本部町公共下水道特別会計歳出補正予算事項別明細書の説明の2ページから7ページのようになっております。

5ページの13節委託料と15節工事請負費の124万1,000円について、ご説明いたします。現在行っている下水道の改築工事は、本部町公共下水道長寿命化計画に基づくもので、管渠のみを対象として計画実施を行っております。しかし、沖縄県との調整により、マンホールの耐震対策も同時に行っていく必要があることになりました。よって、当該計画にマンホール耐震対策を追加するために、工事費から委託料へ流用し、今年度中に計画変更を行い、次年度からマンホールの耐震対策も実施していきたいと考えております。13節委託料と15節工事請負費以外の歳出の補正は、人件費の補正でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第68号 平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第68号 平成27年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第69号 平成27年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第69号についてご説明いたします。

議案第69号 平成27年度本部町水道事業会計補正予算について。平成27年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年12月15日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成27年度本部町水道事業会計補正予算(第2号)。(総則)第1条 平成27年度本部町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条 平成27年度本部町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款、科目、水道事業費用、既決予定額、支出4億4,715万2,000円、補正予定額1,470万7,000円、計4億6,185万9,000円。第1項営業費用、既決予定額、支出3億9,666万7,000円、補正予定額1,470万7,000円、計4億1,137万4,000円。(議会の議決を経なければ流用できない経費)第3条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。1. 職員給与費6,334万1,000円。平成27年12月15日、本部町長 高良文雄。

内訳は2ページが平成27年度補正予算実施計画になっております。

3ページから8ページまでは給与明細書となっております。

8ページの次のページ、平成27年度本部町水道事業会計補正予算実施計画説明書の次のページの1ページで1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の補正予定額1,671万9,000円の増額と2目配水及び給水費の242万1,000円の減額、それと次のページの4目総係費の40万9,000円の増額によるものとなっております。補正の理由としましては、1ページに戻りまして、補正額の一番大きい1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、33節受水費の1,700万円ですが、ことしの3月から5月にかけての渇水時に嘉津宇配水地系から並里配水地系に応援給水をするため一時的に企業局の受水費をふやしたため、受水費が不足になり増額するものでございます。それ以外の歳出の補正は人件費の補正でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第69号 平成27年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第69号 平成27年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 (午後 2 時58分)